

## 農業経営基盤強化（高温対策等）事業実施要領

令和7年2月27日  
7 農産第152号  
農林水産部長通知

### 第1 趣旨

知事は、高温の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、農業経営の基盤強化に資する機器の導入等に取り組む農業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### 第2 事業の内容等

本事業の内容及び実施に必要な事項は、第3から第7に定めるほか、次に掲げる事業ごとにそれぞれの別表のとおりとする。

- (1) 園芸高温対策等支援事業 別表1
- (2) 水稲高温対策等支援事業 別表2

### 第3 事業の実施等

#### 1 交付申請

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、規則第5条の規定により、別表に定める補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

#### 2 交付決定

知事は、前項の交付申請書の内容を精査し、適当と認めたときは、補助対象事業者に対して、予算の範囲内で規則第6条に規定する補助金の交付決定を行うものとする。

#### 3 補助事業の変更等の承認

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により、あらかじめ別表に定める変更等申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の廃止
- (2) 補助事業者を構成する者の追加又は変更
- (3) 補助金額の増又は2割を超える減
- (4) 事業内容の追加又は変更

#### 4 実績報告

補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定により、別表に定める補助金実績報告書を知事に提出するものとする。

#### **第4 事業の実施期間**

本事業の実施期間は、交付決定のあった年度の2月末日までとする。

#### **第5 財産の管理及び処分**

- 1 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別紙3による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

#### **第6 書類の提出**

- 1 この要領に基づき知事に提出する書類は、その主たる事業実施区域が所在する市町村長を経由するものとする。
- 2 市町村長は、前項の書類の提出があったときは、所管する京都府広域振興局の長(ただし、京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。)に提出するものとする。

#### **第7 その他**

規則及びこの要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

#### **附 則**

この要領は令和7年2月27日から施行し、令和7年度事業から適用する。

【別表1】

## (1) 園芸高温対策等支援事業

事業内容	園芸品目を生産する農業者が夏期の高温に備えるため、経営基盤の強化に資する機器等の導入補助を行う。
対象品目	豆類、野菜、花き、果樹
補助対象機器等	<p>1 ハウス 細霧冷房、パッドアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）、循環扇・換気扇、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）、灌水資材（灌水チューブ等）、遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）、水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上のものに限る。）の設置）</p> <p>2 露地 スプリンクラー、園地遮光対策施設、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）、灌水資材（灌水チューブ等）、遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）、水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上のものに限る。）の設置）</p> <p>3 その他知事が特に認めるもの</p>
補助対象事業者	<p>京都府内に主な生産・経営基盤を持つ者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>1 農業経営体（認定農業者、認定新規就農者又は農地所有適格法人に限る。）</p> <p>2 3戸以上の販売農家（※1）で構成する団体（※2）に所属する販売農家</p> <p>※1 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家</p> <p>※2 団体：補助対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体</p>
補助要件	<p>次に掲げる要件の全てを満たしていること。</p> <p>1 対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした次に掲げるいずれかのセーフティネット制度に加入済み又は（1）への加入を検討すること。</p> <p>（1）農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済）</p> <p>（2）農産物価格安定対策事業</p> <p>（3）民間事業者が提供する保険</p> <p>2 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと。</p> <p>3 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。</p>
補助率及び補助上限額等	<p>1 補助率 1／2以内（消費税及び地方消費税は補助対象外）</p> <p>2 補助上限額</p> <p>（1）農業経営体 1,000千円</p> <p>（2）3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家 600千円</p> <p>3 その他</p> <p>（1）細霧冷房、パッドアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）及びスプリンクラーの導入に当たっては、当該導入に要する経費が250千円（税抜）未満のものは補助対象としない。</p> <p>（2）灌水資材（灌水チューブ等）及び遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）の導入に当たっては、当該導入に要する経費が100千円（税抜）未満のものは補助対象としない。</p> <p>（3）水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上のものに限る。）の設置）を行う事業に当たっては、補助上限額を200千円とする。</p>

	補助対象事業者又は補助事業者が事業実施に当たり提出する書類は、下表のとおりとする。
提出様式	交付申請 別記第1－1号様式（交付申請書） 別紙1－1（事業計画書） 別記第4号様式（個人情報取扱同意書）※該当者のみ その他必要な添付書類
	変更承認申請 別記第2－1号様式（変更等申請書） 別紙1－1（事業計画書）
	廃止承認申請 別記第2－1号様式（変更等申請書）
	実績報告 別記第3－1号様式（実績報告書） 別紙2（事業明細書） 別紙3（取得財産管理台帳）※該当者のみ その他必要な添付書類

【別表2】

## (2) 水稲高温対策等支援事業

事業内容	水稲を生産する農業者が夏期の高温に備えるため、経営基盤の強化に資する機器等の導入補助を行う。								
対象品目	水稻								
補助対象 機器等	1 遠赤外線乾燥機 2 色彩選別機 3 農業用ドローン（農薬散布用、肥料散布用） 4 ブロードキャスター（堆肥、肥料、土壤改良材散布用）								
補助対象 事業者	京都府内に主な生産・経営基盤を持つ者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 1 農業経営体（認定農業者（※1）、認定新規就農者（※1）又は農地所有適格法人に限る。） 2 3戸以上の販売農家（※2）で構成する団体（※1、※3） ※1 認定農業者、認定新規就農者（個人及び1戸1法人）及び3戸以上の販売農家で構成する団体については、10ha以上又は集落の80%以上の面積を耕作若しくはその受託を行う場合に限る。 ※2 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家 ※3 団体：水稻の生産、販売、受託、共同機械利用のいずれかを目的とする団体								
補助要件	次に掲げる要件の全てを満たしていること。 1 対象品目を対象とした次に掲げるいずれかのセーフティネット制度に加入済み又は（1）への加入を検討すること。 （1）農業保険制度（収入保険又は水稻共済） （2）米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） （3）民間事業者が提供する保険 2 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと。 3 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。								
補助率 及び 補助上限 等	1 補助率 1／2以内（消費税及び地方消費税は補助対象外） 2 補助上限額 2,500千円 3 その他 事業費が250千円（税抜）未満のものは補助対象としない。								
提出様式	補助対象事業者又は補助事業者が事業実施に当たり提出する書類は、下表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>交付申請</td><td>別記第1－2号様式（交付申請書） 別紙1－2（事業計画書） 別記第4号様式（個人情報取扱同意書）※該当者のみ その他必要な添付書類</td></tr> <tr> <td>変更承認申請</td><td>別記第2－2号様式（変更等申請書） 別紙1－2（事業計画書）</td></tr> <tr> <td>廃止承認申請</td><td>別記第2－2号様式（変更等申請書）</td></tr> <tr> <td>実績報告</td><td>別記第3－2号様式（実績報告書） 別紙2（事業明細書） 別紙3（取得財産管理台帳）※該当者のみ その他必要な添付書類</td></tr> </table>	交付申請	別記第1－2号様式（交付申請書） 別紙1－2（事業計画書） 別記第4号様式（個人情報取扱同意書）※該当者のみ その他必要な添付書類	変更承認申請	別記第2－2号様式（変更等申請書） 別紙1－2（事業計画書）	廃止承認申請	別記第2－2号様式（変更等申請書）	実績報告	別記第3－2号様式（実績報告書） 別紙2（事業明細書） 別紙3（取得財産管理台帳）※該当者のみ その他必要な添付書類
交付申請	別記第1－2号様式（交付申請書） 別紙1－2（事業計画書） 別記第4号様式（個人情報取扱同意書）※該当者のみ その他必要な添付書類								
変更承認申請	別記第2－2号様式（変更等申請書） 別紙1－2（事業計画書）								
廃止承認申請	別記第2－2号様式（変更等申請書）								
実績報告	別記第3－2号様式（実績報告書） 別紙2（事業明細書） 別紙3（取得財産管理台帳）※該当者のみ その他必要な添付書類								

